池田町学校部活動の地域移行事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、池田町の中学生（以下「生徒」という。）が将来にわたり地域の実情に応じて、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、池田町学校部活動の地域移行事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　学校部活動　中学校において、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動をいう。

(2)　地域クラブ活動　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第２条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）に規定する文化芸術に係る活動であって、中学校並びに体育協会、文化協会及びスポーツ少年団、その他地域の多様な活動団体（次条において「活動団体」という。）が連携して行う活動をいう。

(3)　スポーツ指導員　地域クラブ活動において、スポーツの技術的な指導等を行う者をいう。

(4)　文化芸術指導員　地域クラブ活動において、文化芸術の技術的な指導等を行う者をいう。

（実施主体団体の登録）

第３条　地域クラブ活動実施主体団体（以下この条において「主体団体」という。）は、地域クラブ活動団体登録届出書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、池田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない 。

(1)　会則、規則その他の主体団体の概要が分かる書類

(2)　構成員の名簿

(3)　加入する生徒の名簿

(4)　その他教育委員会が必要と認める書類

２　教育委員会は、前項の規定による届出をした主体団体が次の各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、当該主体団体を地域クラブ活動団体登録簿（様式第２号）に登録し、地域クラブ活動団体登録通知書（様式第３号）により主体団体に通知するものとする。

(1)　生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っていること。

(2)　加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携と協力が図られていること。

(3)　加入する生徒が在籍する中学校の学校部活動に係る活動方針に準じた活動を行っていること。

3　前項の規定により登録された主体団体（以下「登録団体」という。）は、第１項の規定により届け出た内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録変更届出書（様式第４号）に必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

4　登録団体は、地域クラブ活動を行わなくなったときは、地域クラブ活動団体登録廃止届出書（様式第５号）を教育委員会に届け出なければならない。

5　教育委員会は、登録団体が第２項に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき及び登録団体から前項の規定による届出があったときは、当該登録団体の登録を取り消し、地域クラブ活動団体登録廃止通知書（様式第６号）により登録団体に通知するものとする。

（スポーツ指導員及び文化芸術指導員の委嘱及び登録）

第４条　スポーツ指導員及び文化芸術指導員（以下「指導員」という。）は、登録団体から推薦された者であって、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有していること。

(2)　学校部活動を指導する能力を有し、実技の指導力に優れていること。

(3)　委嘱を受けた日の属する年度の４月１日時点で１８歳以上の者（高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍する者を除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。

2　教育委員会は、前項の規定による委嘱をした指導員をスポーツ指導員及び文化芸術指導員登録簿（様式第７号）に登録し、スポーツ指導員及び文化芸術指導員登録通知書（様式第８号）により登録団体に通知するものとする。

3　登録団体は、第１項の規定により指導員を推薦しようとするときは、スポーツ指導員及び文化芸術指導員推薦書（様式第９号）に履歴書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

（指導員の職務）

第５条　指導員は、地域クラブ活動に係る技術的な指導を行うため、次に掲げる職務に従事する。

(1)　実技指導に関すること。

(2)　安全及び障がい予防に関する知識及び技能の指導に関すること。

(3)　用具及び施設の安全管理に関すること。

(4)　その他登録団体が地域クラブ活動の指導のために必要と認めること。

2　指導員は、前項に掲げる職務の遂行に当たって、登録団体と連携を図らなければならない。

（指導員の責務）

第６条　指導員は、地域クラブ活動において、いじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに登録団体に報告しなければならない。

２　指導員は、地域クラブ活動において、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに登録団体に報告しなければならない。

（登録団体の責務）

第７条　前条の規定による報告を受けた登録団体は、当該情報を速やかに加入する生徒が在籍する中学校に報告しなければならない。

（指導員の遵守事項）

第８条　指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　地域クラブ活動において、登録団体の指揮監督を受け、その指示に従うこと。

(2)　生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導に当たること。

(3)　職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(4) 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならないこと。

（研修）

第９条　教育委員会及び登録団体は、指導員に対し、適正な地域クラブ活動が行われるよう定期的に研修を行うものとする。

（解任）

第１０条　教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1)　指導員本人から退任の申出があったとき。

(2)　法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3)　心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（定数）

第１１条　指導員の定数は、一の登録団体当たり１人とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

（活動時間）

第１２条　指導員の活動時間の上限は、平日は２時間程度、休業日は３時間程度とし、週当たり１１時間とする。

２　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。平日は、少なくとも１日以上、土曜日及び日曜日は、少なくとも１日以上を休養日とする。週末又は、祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。

３　気象庁の熱中症警戒アラートが発せられた場合は、活動を行わない。

（謝礼及び旅費）

第１３条　指導員が地域クラブ活動において指導を行ったときは、謝礼及び旅費を支給する。

２　前項の謝礼の額は、時間額とし、勤務１時間当たり９６０円とし、支給額は指導実績による。支給日は翌月の２１日とする。ただし、その日が休日、日曜日土曜日に当たる時は、その日前においてその日に最も近い日（休日、土曜又は日曜でない日）とする。

３　第１項の旅費の額は、池田町職員等の旅費に関する条例第６条第５項の規定を準用する。

（指導状況の報告）

第１４条　登録団体は、指導員の毎月の指導状況について、スポーツ指導員及び文化芸術指導員指導状況報告書（様式第１０号）にスポーツ指導員及び文化芸術指導員活動日誌（様式第１１号）を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

（指導及び助言）

第１５条　教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、必要に応じて登録団体及び指導者へ指導及び助言を行うものとする。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。